

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年12月1日

徳島県知事 殿

徳島県徳島市南末広町5番8-8号  
徳島商工会議所  
会頭 寺内 カツコ

徳島県徳島市国府町府中宇宮ノ西679-2  
国府町商工会  
会長 寺内 啓治

徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市長 内藤 佐和子

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名

徳島商工会議所 船瀬順也

国府町商工会 小原貴明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の概要・立地

(位置) 北緯34° 4′ 東経134° 33′

(気象)

本市は温和な気候に恵まれている。昭和56年から平成22年までの年間平均気温は16.6度で、年間降水量は1,453.8mmである。また徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、徳島商工会議所が立地する市街地地域において0.5m～3.0mの浸水、国府町商工会が立地する市街地地域において3.0m～5.0mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の全域で、0.5m以上の浸水が予想されている。

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、徳島商工会議所が立地する市街地地域において0.5m～3.0mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の全域で、0.5m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、西富田・東富田・佐古・新町・加茂名・国府・津田・八万・勝占・上八万・入田・多家良地区は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

(地震：J-SHIS)

本市は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、J-SHIS（地震ハザードステーション）によると、震度6強以上の地震が今後55.2%の確率で発生するとされている。

(南海トラフ巨大地震：徳島市業務継続計画)

- ・市域の33%が津波による浸水被害を受ける
- ・津波により損傷する建物数は、全半壊合計で 25,900棟
- ・死者は 最大10,400人、避難者は 最大152,800人
- ・上水は発災直後全域で断水、1か月後も23%が断水
- ・電力は発災直後全域で停電

(その他)

本市は、徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川がつくりだした沖積平野の三角州上に造られた面積191.39km<sup>2</sup>、人口25万人余りの都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴というべき眉山（標高290m）と城山（標高61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など138もの川が流れ、水運を便利にし、産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和21年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延

により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数14,182者
- ・小規模事業者数10,129者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	1,021	952	市内に広く分布
製造	784	666	沿岸部に多い
電気・ガス・熱供給・水道	10	5	市街地に多い
情報通信	146	73	市街地に多い
運輸	235	151	市内に広く分布
卸売	1,117	997	市内に広く分布
小売	2,495	1,546	市内に広く分布
金融・不動産	1,590	1,208	市街地に多い
観光・サービス	6,784	4,531	市内に広く分布

(平成28年経済センサス)

(3) これまでの取組

1) 徳島市の取組

- ・公共施設耐震化工事
- ・公共施設の新築・改築時に避難施設として整備
- ・指定避難所に食糧、応急物資を備蓄
- ・防災行政無線の整備
- ・雨水ポンプ場・市道の整備時に災害軽減工事
- ・地域防災計画の策定
- ・業務継続計画(BCP)の策定
- ・洪水・土砂災害・津波ハザードマップの作成
- ・津波避難計画の作成
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・防災訓練の実施
- ・徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 徳島商工会議所の取組

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・徳島市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 国府町商工会の取組

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災士と青年部の座談会の実施
- ・徳島市の防災協力事業所登録制度への青年部事業所の登録
- ・徳島市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標

徳島商工会議所：計 230 事業者

(令和4年度：40事業者、令和5年度：43事業者、令和6年度：46事業者、令和7年度：49事業者、令和8年度：52事業者)

国府町商工会：計 21 事業者

(令和4年度：3事業者、令和5年度：3事業者、令和6年度：4事業者、令和7年度：5事業者、令和8年度：6事業者)

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、徳島商工会議所、国府町商工会と徳島市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・徳島商工会議所、国府町商工会と徳島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

徳島市地域防災計画および両支援機関のBCPと本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するた

め、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 徳島商工会議所では平成24年に事業継続計画を作成（別紙参照）。

- ・ 国府町商工会では令和3年に事業継続計画を作成（別紙参照）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ大手損保会社4社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否を行う。

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、徳島市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 徳島商工会議所、国府町商工会と徳島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が</li></ul>
-----------	---

	遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、両支援機関及び徳島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

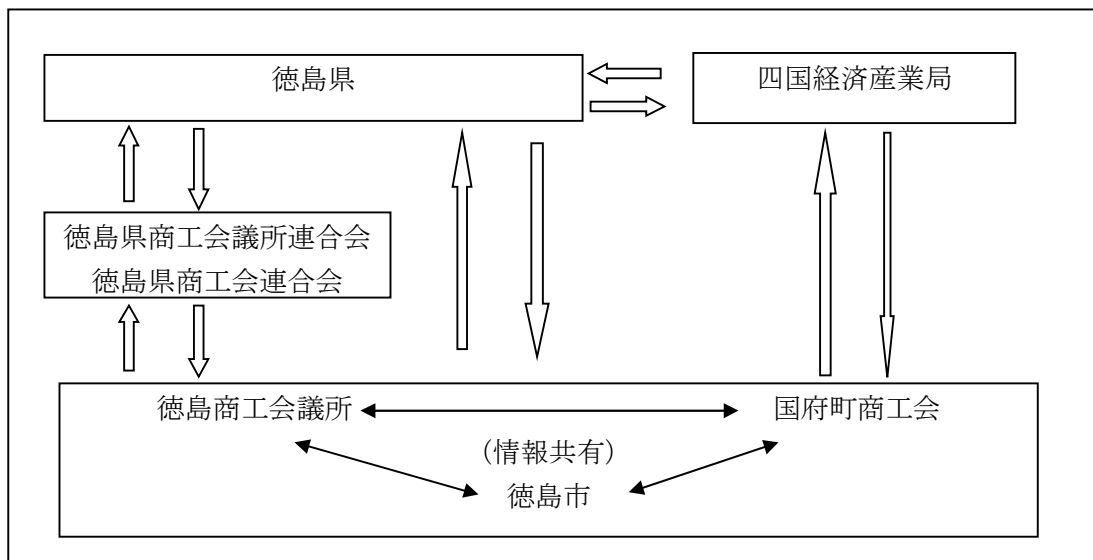
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・徳島市が策定した「徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・両支援機関及び徳島市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・両支援機関及び徳島市が共有した情報を、県の指定する方法にて徳島商工会議所、国府町商工会又は徳島市から県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、両支援機関と徳島市が共有した情報を県の指定する方法にて徳島商工会議所、国府町商工会又は徳島市から県へ報告する。

### ※連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、徳島市と相談する（徳島商工会議所、国府町商工会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

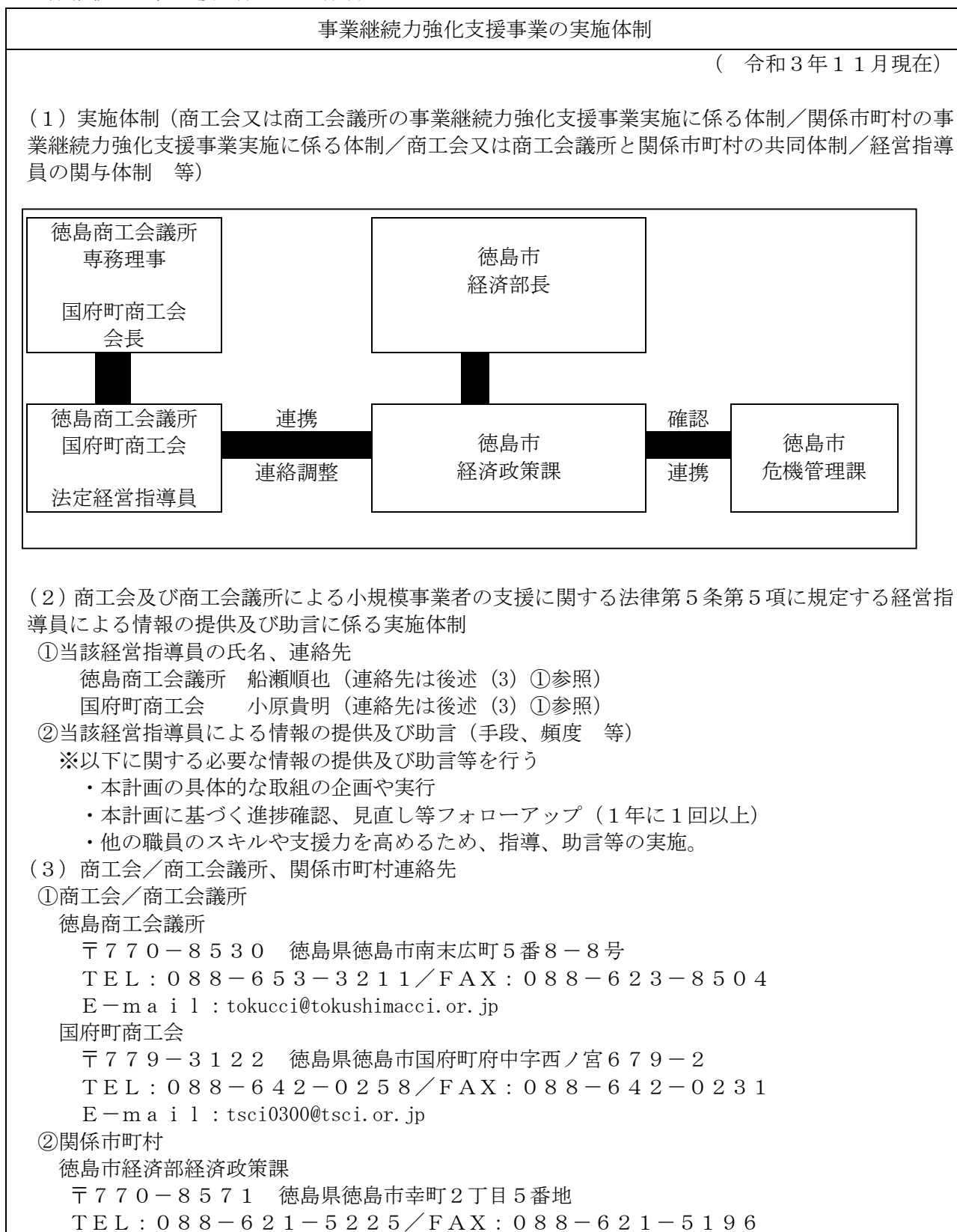
- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





E-mail : keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

徳島市危機管理局危機管理課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

TEL : 088-621-5529 / FAX : 088-625-2820

E-mail : kiki\_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

徳島商工会議所

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・専門家派遣	60	60	60	60	60
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

国府町商工会

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・専門家派遣	30	30	30	30	30
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	